

CUNN



通算 67 号 2022 年 7 月

東京都江東区亀戸 7-8-9
松甚ビル 2 F 下町エサ内
TEL 03-3638-3369
FAX 03-5626-2423

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク

第34回コミュニティ・ユニオン 全国交流集会 in 札幌

しる おこる こえあげる つながる ひろがる かわる



2022年10月15日(土)～16日(日)
北海道自治労会館



10月15日(土)～16日(日)に「コミュニティ・ユニオン全国交流集会 in 札幌」が北海道自治労会館にて開催されます。

ユニオンの仲間の皆さん！ 何を食べても美味しい札幌のご飯を食べに来て下さい。

集会初日に、この土地が「北海道」と呼ばれる前からアイヌ民族が伝統的に占有してきた土地や資源を利用する「先住権」をめぐる訴訟をしている、市川守弘弁護士による特別講演が行われます。この裁判は、北海道浦幌町のアイヌ民族の子孫でつくる団体「ラポロアイヌネイション」が原告となり、明治政府にサケ漁の権利を一方的に奪われたことに対し、先住権に基づき、地元の川でのサケ漁を認めさせる闘いです。アイヌ民族本来のアイデンティティ、すなわち人権を取り戻すための闘いなのです。全国の仲間が集まるこの機会に「アイヌ先住権裁判」について共に考え、それぞれの地元を持ち帰り、日本政府にアイヌ民族の先住権を認めさせるための運動を労働組合からも支えていきましょう。

2日目は、10分科会を予定しています。集会開催地の札幌からは2019年の参議院選挙中に、安倍首相（当時）にヤジを飛ばした市民が警察に排除され、今年3月に札幌地裁で、警察による表現の自由の侵害であることが認められた「道警ヤジ排除問題」についての分科会を予定しています。

本集会のテーマである「しる おこる こえあげる つながる ひろがる かわる」は、何か敷居の高いものとして考えられがちな社会（労働）運動を、易しい言葉で表現しようという試みです。私たちが尊厳を持って生きるのに欠かせない運動が、やって当たり前の社会になることを願って。

<参加費>

全日参加：4,000円
1日目のみ：3,000円
2日目のみ：1,000円

<分科会>

- 第1 精神障害の労災認定
- 第2 ハラスメント 相談対応
- 第3 インターネット活用
- 第4 女性と労働
- 第5 会計年度任用職員
- 第6 外国人労働者
- 第7 同一労働同一賃金
- 第8 労働組合のイロハ
- 第9 労働委員会
- 第10 やじ排除

<女性交流会>

2日目（10月16日）13:00～15:30



S A P P O R O

コミュニティ・ユニオン全国交流集会 in 札幌

—しる おこる こえあげる つながる ひろがる かわる—

10月15日（土）～16日（日）
北海道自治労会館

外国人技能実習制廃止！全国キャラバン

なくそう 実習生制度！ 創ろう まっとうな移民制度！

外国人技能実習生制度は、「日本の優れた技術を発展途上国に役立てる、また、役立てることのできる人材を育成する」という建前とは裏腹に、「最低賃金で働かせる安い労働力の確保」という実態がある。建前と実態の間にこれほど大きな隔たりがある制度は、他に類を見ない。岡山の建設業に携わる実習生たちへの暴力事件がテレビで大々的に報道されたのは記憶に新しい。広島でも、妊娠がわかったら帰国させられることを恐れ、たった一人で出産し、乳児を死なせてしまい保護責任者遺棄致死罪で起訴され1年半にわたり拘留されたベトナム人技能実習生の判決があったばかりだ。どんなに暴力を受けても、実習生には就労の自由、移動の自由はない。妊娠しても支援体制もない。

この度、移住者と連帯する全国ネットワークの呼びかけで、外国人労働者を単なる労働力ではなく、生身の人間として労働者として日本に迎える「まっとうな移民制度を創ろう」をスローガンに全国キャラバンが取り組まれた。広島、福山、岡山では5月29日に集会やスタンディングを行い、6月1日には鳥取で駅頭街宣とスタンディングが取り組まれ、6月10日には愛媛で集会が行われた。

広島集会では、土屋委員長（スクラムユニオンひろしま）が司会を行い全国キャラバンの意義を明らかにした【写真上】。続いて、実習生弁連で活躍される端野弁護士から、実習生制度の下で引き起こされた事件を通じ、この制度の持つ欠陥が鋭く指摘された。続いてユーシンで働くベトナム人技能実習生2人が、資格外活動を強要され技能習得ができなかったことへの損害賠償と慰謝料を求



めた労働審判申立の報告をした。2人の決意に対し、会場から熱い連帯の拍手が送られた。さらに、外国人実習生を支援する会代表の吉田舞さん、文教大学准教授でありスクラムユニオンひろしま執行委員の岩下康子さんなど、実習生問題に取り組む方々の意見表明と決意が語られ、会場は熱気にあふれた。最後に、土屋委員長が技能実習制度の廃止に向けて、全国キャラバンをやり遂げることと新たな移民制度、まっとうな外国人受入制度を創り上げていくことの重要性を訴えた。その後、広島市の繁華街である本通りでスタンディングを行い、全国キャラバンの横断幕とプラカードを掲げた【写真下】。多くの通行人が立ち止まり、声をかけてくる人もあり、反応は大きかった。とりわけ横断幕には注目が集まり、じっと見入る人、写真を撮る人、立ち止まって見る若いグループなど普段の街宣では感じられないものがあつた。

全国キャラバンの取り組みで掘り起こされた世論をさらに大きくしていくために、連続的な運動を続けていかなければならない。

【土屋みどり／スクラムユニオンひろしま書記長】



最低賃金 キャンペーン

ユニオン全国同時アクション 22

最低賃金の引き上げ！地域格差の是正！

最低賃金 今すぐ全国どこでも時給 1000 円以上！そして時給 1500 円をめざそう！

■ **栃木・わたらせユニオン** 2/27 に佐野プレミアムアウトレットでチラシ配布とスタンディングを行いました。また、5/21 に高崎市の高崎労使会館で「最低賃金全国一律 1500 円の実現を求める北関東集会」を開催しました。



■ **関西ネットワーク** 2/25 に大阪労働局と大阪商工会議所に最賃の大幅引上げを要求する申し入れ行動を行いました。その後、商工会議所前で最賃引き上げ街頭情宣を行い、「お札ビラ」を配布しました。



■ **スクラムユニオン・ひろしま** 2/25 に広島県労協として、広島労働局に9項目にわたる要請書の申し入れを行いました。2/27 には広島市の中心街である紙屋町で街宣行動を行いました。



							822 青森	889 北海道
							822 秋田	821 岩手
							822 山形	853 宮城
							859 新潟	865 群馬
								828 福島
							858 福井	861 石川
							877 富山	956 埼玉
							882 栃木	
							879 茨城	
							866 山梨	879 茨城
							879 千葉	
							821 長崎	821 佐賀
							870 福岡	
							821 熊本	822 大分
							821 愛媛	848 香川
							866 奈良	955 愛知
							1041 東京	953 千葉
							1040 神奈川	
							820 沖縄	821 鹿児島
							821 宮崎	
							820 高知	824 徳島
							859 和歌山	902 三重
							913 静岡	

■ **札幌パートユニオン** 2/25 付で中央最低賃金審議会・全員協議会、北海道労働局に要請書を送付しました。



2022年2月25日

北海道労働局
局長 上田 国土 様

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク
共同代表
佐藤正剛 鶴丸周一郎 笠井弘子 寺山早苗
〒136-0071 江東区亀戸 7-8-9 松甚ビル 2F
下町ユニオン内
TEL: 03-3638-3369 FAX: 03-5626-2423
(担当) 事務局長 岡本哲文

札幌パートユニオン
会長 新野 勝昭
〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 1 2 丁目
ほくろうビル 4 階
札幌地区ユニオン内
TEL: 011-210-1200 FAX: 011-206-4400
(担当) 事務局長 山本 功

要 請 書

日夜のご奮闘に心より敬意を表します。
当札幌パートユニオンは、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークに加盟するとともに、連合北海道札幌地区連合会（略称 札幌地区連合）及び札幌地区ユニオンに加盟する労働組合です。個人加盟方式の労働組合ですが、労働組合法上の法内組合として勤労者の雇用安定と労働条件

生活できる賃金を！ 最低賃金 **どつても** 1500円に！

時給

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク

■ **よこはまシティユニオン** 2/26に湯河原駅（神奈川県）と隣の熱海駅（静岡県）周辺の商店街を歩き回り、バイト募集の張り紙や看板を調べ、賃金額を見比べました。また、各組合員が調べた自宅周辺の求人広告をユニオンで集約して、地域格差の実態を可視化しました。



■ **えひめユニオン** 2/25に愛媛労働局に8項目（審議会委員の任命基準明確化、最賃周知義務、小委員会の完全公開、違法事業者の指導等）の要請を行いました。2/27は市駅前でチラシ配布と情宣行動を行いました。



■ **名古屋ふれあいユニオン** 2/25に名古屋駅東口で、最賃チラシとユニオンリーフを配布しながら参加者全員がスピーカーで発言。誰もがフツウの生活が営めるよう最低賃金1500円の実現に向け、今後も取り組みます。



■ **兵庫県パートユニオンネットワーク** コロナ感染拡大により当初予定を延期し4/10～4/16に4地域（姫路、明石、神戸、尼崎）がそれぞれ街宣行動。参加者は総数67人、署名総集約数97筆でした。中央最低賃金審議会への意見書、兵庫県労働局への要請書も各ユニオンと共に兵庫県パートユニオンネットワークとして提出しました。



■ **静岡ふれあいユニオン** 3/26に静岡ふれあいユニオン、焼津地域労組、静岡県共闘の仲間16名がビラ300枚を配布し、最賃引上げ要求署名27筆を獲得。5/7には静岡労政会館で約40名が参加して、「めざせ全国一律1,500円 最低賃金学習会」を開催しました。



ストライキ報復事件、勝利和解！

タレントの田中義剛氏が社長を務め、生キャラメルで有名な北海道の「花畑牧場」で働くベトナム人労働者約40人が、寮の水道光熱費値上げに抗議し、1月にストライキを実施。会社は、ストライキを主導したとする労働者4人に200万円の損害賠償を請求し「雇止め」を通知。他のスト参加労働者も出勤停止処分を受けました。損害賠償請求された労働者らは札幌地域労組に加入、団体交渉を経て全面解決しました。札幌地域労組の三苦書記長に、連合福岡ユニオンの寺山書記長がインタビューしました。【連合福岡ユニオン機関紙より一部転載】

Q. まず、彼らの職場環境や在留資格について教えてください。

A. 工場勤務者256人のうち外国人労働者は135人。国籍は全員ベトナムで20代から30代の男女が働いていました。彼らは、『特定技能』『特定活動』の在留資格で働いていました。『特定技能』とは、技能実習生とは明確に違い、国内の人手不足を解消するために創設された在留資格で最長5年働けます。『特定活動』には、「帰国困難」「やむを得ない事情で在留資格を失う」など様々な種類がありますが、今回のケースは、「特定技能になるための特例措置である『特定活動』」になります。一定期間、会社で働きながら技術を習得し、試験を受けて合格することで『特定技能』に移行できます。技能実習と特定技能を合わせて最長10年働けます。

Q. 彼らの給料は、どれくらいですか？

A. 月収は、40時間分の固定残業代込みで概ね20万円前後（固定残業40時間込み）です。技能実習生より高いですが、長時間働いているだけです。『特定技能』は、同一職場で働く日本人と同等、あるいはそれ以上の賃金支払いが義務づけられていますが、それをチェックすることはほぼ不可能です。

Q. 水道光熱費は、どれくらいだったのですか？ 彼らは突然ストライキしたのですか？

A. 彼らは全員が寮に済み、水道光熱費は21年9月まで7000円の固定だったものが徐々に上がり、12月には2倍を超える15000円になったのです。彼らは、会社に対し何度も「なぜ光熱費が上がったのか」説明を求めましたが、会社は、明確な回答をせず放置していました。その結果、彼らは22

年1月25日、LINEで『光熱費の説明をしてもらえないならストライキをする』旨を通告しました。

Q. 何日間もストライキしたのですか？

A. ストライキは1月26日に1日だけ行われました。当日の朝、田中義剛社長との話し合いも持たれましたが、明確な姿勢を示さなかったため決裂し、ストライキに突入しました。

それにより光熱費の値上げは撤回されましたが、翌日から彼らに対し1週間の出勤停止処分が下され、その後、賃金補償したうえでの出勤停止を強いられました。そして2月18日、弁護士名で損害賠償請求が通告されました。

Q. 労働組合法は、ストライキに対する民事の損害賠償を禁止しているのに、なぜ会社は損害賠償請求したのですか。また、スト参加の労働者に「出勤停止」処分を課するのはどういう理屈ですか？

A. 「ストライキ」ではなく「職場放棄である」という主張です。故に、損害賠償請求の対象であり、懲戒処分にもあたるという理屈です。職場放棄をして工場のラインを止めるような人物を働かせるわけにはいかない、と会社は主張しました。

Q. 「労働組合を結成せぬままストライキをする」のは「職場放棄」だ、という理屈ですね。

A. そうです。労働組合として絶対に容認するわけにはいきません。憲法28条で保障されたストライキ権は「労働組合」を名乗っていなくても認められます。極めて原始的ではありますが、これほど本質的で素晴らしいストライキはないと思います。この点においては、会社と激しく対立しました。



Q. 彼らが札幌地域労組に加入した後、「労使協議の音声データの公開」を理由に名誉棄損で刑事告訴されてます。これもかなり衝撃的ですね。

A. はい。これは本当に酷かった。録音データをメディアに提供したのは、私たちユニオンであり拡散したのはメディアです。それにも関わらず、ベトナム人労働者を刑事告訴することはあり得ません。刑事告訴するなら私たちユニオンでしょう。しかも、会社は、メディアには全く抗議や問い合わせをしていません。明らかなスラップ的告訴(勝つ見込みもないのに自身を批判した相手に威圧目的で起こす訴訟。恫喝訴訟とも言われる。)です。彼らは異国の地で刑事告訴され、とても怖かったと思います。一線を越えてきた会社に対し、私も、徹底的に、最後まで追い詰めると決意しました。

Q. 彼らはユニオンにどうやって繋がったのですか？

A. 以前、私たちユニオンは、きのこ栽培をしていた技能実習生の大量解雇事件に取り組みましたが、その時の技能実習生の一人が技能実習を終え、特定技能の在留資格で花畑牧場で働いたことがあったのです。その繋がりで私の Facebook アカウトに SOS が来ました。これまでの積み重ねが今回の事件解決に繋がったのでとても嬉しいです。

Q. 解決の内容を教えてください。ストに参加した皆さんは無事、職場に戻れたのですか？

A. 会社がユニオンの和解条件を全て受け入れる形での和解が成立しました。組合に加入した3名に対する損害賠償請求、刑事告訴は、理由がないことが確認され、取り下げられました。これにより組合員の名誉は回復しました。また、会社が主

張した労働契約期間より、入管に提出していた正規の労働契約期間の方が長かったので、実際の労働契約期間(約7ヵ月分)の賃金補償をさせました。

そして、彼らは職場には戻らず、違う会社に就職しました。ストライキに関係した他の(組合非加入の)労働者は、残念ながら雇止め、あるいは自主退職を余儀なくされました。

Q. この紛争で特に印象的だったことは？

A. 彼らは、とても怖かったと言ってました。その一方で、『ユニオンが助けてくれることを信じています!』と、力強く笑顔で言ってくれました。その事がとても印象的であったと共に、全身の血がとても熱くなりました。団結の力に国境がないことが証明された事件だと思います。並びに、インターネットの怖さを痛感しました。恐ろしい勢いで事件が拡散され、田中義剛社長がネットニュースや SNS、果てはネット掲示板のまとめサイトにまで転載され「大炎上」をしました。今や一人一台スマホを持つ時代になり、誰でもいつでもどこでも自由に情報にアクセスし、自由に情報を発信できます。今回の事件では、我々にとって有利に働きましたが、風向きが変われば、我々が社会的に抹殺されることもあるかと思っています。これから労働組合が、インターネットにおいてどのような情報発信をすべきか深く考えさせられました。

最後に、田中義剛社長は誠実に謝罪し、円満な和解が成立しています。故に、花畑牧場および田中義剛社長を誹謗中傷しないようお願いいたします。また、花畑牧場の商品とそれを作る労働者は一切悪くありません。なので、皆さん、花畑牧場のキャラメルやチーズを買ってくださいね!

東京地裁、スラップ訴訟を退ける！



コミュニティ・ユニオン首都圏ネットワークの仲間のみなさんから多大なる支援をいただいている「あんしん財団闘争」ですが、財団は、組合嫌悪を露わにして、益々紛争を拡大させています。そうした中、4月15日、財団は、自ら仕掛けたスラップ訴訟（労災認定されていた組合員の労災認定が誤りであるとして取り消しを求め、国を提訴）を東京地裁にて却下され、敗北しました。組合員ともども一安心したところです。

しかし、財団は、控訴する可能性があります。また、関連して、労災認定された同組合員に対して損害賠償請求訴訟も起こしています。業務上の原因で重い精神疾患に罹患した労働者に対して、このような非道な訴訟を起こすことは、二次被害を与えることであり、断じて許すことができません。さらには、組合委員長である私に対する損害賠償請求事件や都労委命令を取り消す訴訟など常軌を逸した訴訟を乱発しています。

このような労働組合を敵視する異常な企業を許さず、仲間との団結で打ち砕いてゆく所存です。引き続きご支援の程よろしくお願い致します。【鈴木剛／東京管理職ユニオン執行委員長】



コミュニティ・ユニオン首都圏ネットワークの一日行動。あんしん財団本社前でシュプレヒコールをあげた。